# イタリアの法制度の概要

遠藤 誠1

#### I はじめに

現在のイタリアがある地域は、古代より都市国家が建設され、政治的・経済的・文化的に 長い歴史を有していた。とくに、古代ローマ時代から発展してきた「ローマ法」は他の地域 に大きな影響を及ぼした。

しかし、中世以降、多数の領邦国家に分裂していたイタリアは、フランスのナポレオンに 支配されることとなり、フランスの強い統制の下に近代化を実現した。その結果、イタリア の法制度は、フランスの法制度の影響を大きく受けることとなった。

近代国家としてのイタリアの歴史は、1861 年にイタリア王国が成立した時に始まる。 1865 年に制定された民法典は、ナポレオン民法典に酷似していた。

その後、イタリアでは、ドイツ法の影響も大きく受けるようになった。第1次世界大戦後 に新民法典等の編纂作業が行われ、ムッソリーニ政権下で、現行の民法典等が施行された。

第2次世界大戦敗戦後の1946年に行われた国民投票により、イタリアは共和制の道を歩むこととなり、イタリア共和国(イタリア語では「Repubblica Italiana」。以下「イタリア」という)が成立した。

イタリアの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。 イタリアは、「ローマ法」の発祥の地であるが、近代以降はフランス法及びドイツ法の強い 影響を受け、近時は英米法の影響も増大している。

#### Ⅱ 憲法

イタリアの憲法(La Constituzione della Repubblica Italiana)は、1947 年 12 月 27 日 に公布され、1948 年 1 月 1 日に施行された。憲法制定過程においては、敗戦国イタリアが連合軍占領下にあったにもかかわらず、イタリア国民が主体的・能動的に憲法作成に参加したといわれている<sup>2</sup>。

イタリア憲法の特色の1つは、「反ファシズム」という点である。「経過及び補則規定」の 12条前段は、「解散されたファシスト党の再組織は、いかなる形式においても、禁止される」

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士 (法学)。BLJ法律事務所

<sup>( &</sup>lt;u>https://www.bizlawjapan.com/</u> ) 代表。

<sup>2 『</sup>イタリア共和国憲法概要』(参議院憲法調査会事務局、平成13年6月)3頁。

と規定しており、これは、139条の規定(「共和政体は憲法改正の対象となることができない。」)とともに、「闘う民主主義」の表れとみることができよう。

もう1つの特色は、この憲法がキリスト教民主主義と社会主義の妥協の産物であることから、「勤労」や「社会性」を重視している点である。すなわち、イタリア憲法は、まず1条で、イタリアは「勤労に基礎を置く民主的共和国」であることを宣言し、4条1項により、

「勤労の権利」を保障している。さらに、2 条は、「社会組織」(イタリア語では「formazioni sociali」。家族、労働組合、政党等の中間団体を指す)3における人間の不可侵の権利を保障するとともに、3 条及び4 条においても「社会性」が規定されている。

イタリア憲法の主な体系は、表1のとおりである。

表1:イタリア憲法の主な体系4

基本原理			第 1 条~第 12 条
第1部 市民の権利	第1章 市民的関	係	第 13 条~第 28 条
及び義務	第2章 倫理的・	社	第 29 条~第 34 条
	会的関係		
	第3章 経済的関	係	第 35 条~第 47 条
	第4章 政治的関	係	第 48 条~第 54 条
第2部 共和国の組	第1章 国会	第1節 両議院	第 55 条~第 69 条
織		第2節 法律の制定	第 70 条~第 82 条
	第2章 大統領		第 83 条~第 91 条
	第3章 政府	第1節 内閣	第 92 条~第 96 条
		第2節 行政	第 97 条~第 98 条
		第3節 補助機関	第 99 条~第 100 条
	第4章 司法	第1節 司法組織	第 101 条~第 110 条
		第2節 裁判に関す	第 111 条~第 113 条
		る規定	
	第5章 州、県、	市	第 114 条~第 133 条
	町村		
	第6章 憲法保障	第1節 憲法裁判所	第 134 条~第 137 条
		第 2 節 憲法の改	第 138 条~第 139 条
		正、憲法的法律	

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 井口文男著「イタリア共和国」(『新解説 世界憲法集 第2版』(三省堂、2010年)所 収)122頁。

\_

<sup>4</sup> 表の作成及び本稿における条文の引用にあたっては、①『イタリア共和国憲法概要』(参議院憲法調査会事務局、平成13年6月)19~47頁、②井口文男著「イタリア共和国」 (『新解説 世界憲法集 第2版』(三省堂、2010年)所収)等を参照した。

	経過及び補則規定			第 1 条~第 18 条
--	----------	--	--	--------------

#### 1 統治機構

## (1)国会(Parlamento)

イタリアの国会は、下院である代議院(Camera dei Deputati)と上院である元老院 (Senato della Repubblica) で構成される(両院制、55条1項)。

法律案の議決は、本会議の議決によるのが原則であるが、迅速な立法のため、委員会の議決によることも認められている(72条3項)。但し、憲法及び選挙に関する事項の法律案、立法委任に関する法律案、国際条約の批准の承認に関する法律案、予算及び決算の議決に関する法律案については、委員会の議決によることはできず、常に本会議による議決が必要である(72条4項)。

立法に関しては、「委任命令」(原則と指針が定められ、期間が限定され、対象が特定されていることを条件に、政府に立法が委任された命令。76条、77条1項)及び「緊急命令」(緊急の必要がある非常の場合に、政府がその責任において法律の効力を有する暫定措置をとり、60日以内に法律に転換されるべき命令。77条2項・3項)が認められている。

直接民主制的制度として、「国民発案」(5万人以上の選挙人により草案の形で提出される 法律の発案。71条2項)と「国民投票」(50万人の選挙人又は5つの州議会が法律又は法 律の効力を有する行為の全部又は一部の廃止の決定を請求した場合、有権者の過半数が投 票に参加し、有効投票の過半数の賛成を得たときに、当該決定が可決されたものとする制度。 75条)がある。

#### (2) 大統領 (Presidente)

大統領は、国会議員の合同会議により選挙される(83条1項)。任期は7年である(85条1項)。

大統領は「国家元首」であり、国の統一を代表することとされている(87条1項)。イタリアの大統領は、単なる名目的な元首ではなく、実質的な権限(例えば、軍隊の指揮権(87条9号)、議院の解散権(88条))をも有している。

## (3) 政府 (Governo)

政府は、内閣総理大臣(正式名称は「閣僚評議会議長」(Presidente del Consiglio dei Ministri))と各大臣により構成される(92条1項前段)。内閣総理大臣は大統領により任命され、各大臣は内閣総理大臣の提案に基づき大統領により任命される(92条2項)。政府は両議院の信任を有しなければならず(94条1項)、議院内閣制が採られている。

内閣総理大臣は、政府の一般政策を指揮し、各大臣の活動を推進・調整する等の権限を有

するが、各大臣の任命権や罷免権を有しておらず、いわゆる「同輩中の首席」にすぎないも

## (4) 司法 (Magistratura)

イタリアの司法組織には、通常の民事・刑事事件を管轄する通常裁判所のほかに、行政事件を管轄する州行政裁判所及び国務院、会計事件を管轄する会計検査院、軍事事件を管轄する軍事裁判所、租税事件を管轄する租税委員会等がある6。

また、イタリアには「憲法裁判所」があり、①国と州の法律及び法律の効力を有する行為の合憲性に関する争い、②国の諸権力間、国と州及び各州間の権限争議、及び③憲法の規定による大統領に対する弾劾について裁判する(134条)。憲法裁判所の15人の裁判官のうち、3分の1は大統領により、3分の1は国会の合同会議により、残りの3分の1は通常及び行政の最高司法機関により選任される(135条1項)。任期は9年である(135条3項)。憲法裁判所が法律又は法律の効力を有する行為の違憲性を宣告した場合、その規定は、判決の公布日の翌日から失効する(136条1項)。

## (5)地方自治

イタリアの地方制度としては、コムーネ (Comune)、県、大都市、州がある (114 条 1 項)。コムーネは、基礎的な自治体であり、日本の市町村にあたる。地方自治体の権限を強化する 2001 年の憲法改正により、イタリアは中央集権国家から事実上の連邦制に移行したといわれている7。

#### 2 人権

イタリア憲法は、人権を、「市民的関係」、「倫理的・社会的関係」、「経済的関係」、「政治的関係」というように、「人間の具体的生活関係」に着目して分類している点が特徴的である。。

憲法 48 条 2 項後段は、「投票の行使は市民の義務である」と規定し、投票義務制を規定している。1948年の下院選挙法では、正当な理由なしに投票を棄権した者には制裁が科されることになっていたが、1993年の下院選挙法では、上記制裁規定は削除された9。

憲法 52 条は、1 項において、「祖国の防衛は市民の神聖な義務である」と規定するとともに、2 項において、「兵役の義務」を規定している。徴兵制は、平時は停止されているが、戦時と特別の危機の場合においては行われ得る<sup>10</sup>。なお、戦争の否認に関する 11 条は、「イタリアは他の人民の自由を侵害する手段及び国際紛争を解決する方法としての戦争を否認

8 前掲『イタリア共和国憲法概要』4~5頁。

<sup>5</sup> 前掲『イタリア共和国憲法概要』11 頁。

<sup>6</sup> 前掲『イタリア共和国憲法概要』11頁。

<sup>7</sup> 前掲・井口 126 頁。

<sup>9</sup> 前掲『イタリア共和国憲法概要』5~6頁。

<sup>10</sup> 前掲『イタリア共和国憲法概要』6頁。

する。イタリアは、他国と等しい条件の下で、各国の間に平和と正義を確保する制度に必要な主権の制限に同意する。イタリアは、この目的をめざす国際組織を推進し、助成する」と 規定している。日本と同じ敗戦国であるイタリアにおいて上記のような規定が置かれていることは、注目される。

## 3 欧州連合(EU)の影響

憲法 11 条により、E U 法には、イタリアの法律に優越する効力が認められている。また、 憲法 117 条 1 項によると、「立法権は、憲法並びに欧州連合の組織及び国際的義務に由来す る拘束を遵守して、国と州により行使される。」と規定されている。

#### Ⅲ 民法・商法・労働法

イタリアの旧民法典(1865年民法典) <sup>11</sup>は、フランスのナポレオン民法典に倣い、「第1編 人」、「第2編 物、所有権及びその変容」、「第3編 所有権その他物に関する権利の取得及び移転の方法」という構成となっていた。また、民法典とは別に、商法典が成立していた。

これに対し、イタリアの新民法典(1942年民法典)では、日本の民法典に相当する規定だけでなく、会社法、労働法等に関する規定も含まれており、「私法の統一」が企図されている(とはいえ、実質的意義における全ての商法が新民法典に統一されているわけではない。例えば、手形・小切手については新民法典とは別の特別法が存在している。また、破産及び知的財産については新民法典にはごく簡単な規定があるのみで、詳細は特別法に規定されている)。イタリアの新民法典には、フランス法とドイツ法の融合がみられるほか、ローマ法の伝統を堅持しようとする姿勢もみられ、近時は、英米法の影響も強くなっている12。また、ドイツ民法典が採用する「パンデクテン方式」(共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする)の特徴も見受けられる。

イタリア民法典の主な体系は、表2のとおりである。

# 表2:イタリア民法典の主な体系(2013年1月31日現在)13

編	章
法に関する規定一般	

<sup>11 1865</sup> 年イタリア民法典の日本民法典に対する影響については、大島俊之著「イタリア 旧民法の規定を継受したわが物権法規定」(『神戸学院法学 24 巻 3・4 号』所収)等を参 照されたい。

http://www.altalex.com/index.php?idnot=34794 に掲載されている。

<sup>12</sup> 岡本詔治著『イタリア物権法』(信山社、2004年)3頁。

<sup>13</sup> 表の作成にあたっては、風間鶴寿著『全訳 イタリア民法典〔追補版〕』(法律文化社、 1977年)等を参照した。イタリア民法典のイタリア語原文は、

第1編 人及び家族	第1章 自然人
	第2章 法人
	第3章 住所及び居所
	第4章 不在及び推定死亡の宣告
	第5章 血族及び姻族
	第6章 婚姻
	第7章 親子関係
	第8章 養子縁組
	第9章 親権
	第9章の2 家族の虐待に対する保護命令
	第 10 章 後見及び後見からの解放
	第 11 章 準養子縁組及び養育委託
	第 12 章 自律性の全部又は一部を欠いている者を保護す
	るための措置
	第 13 章 扶養
	第 14 章 身分証書
第2編 相続	第1章 相続に関する総則
	第2章 法定相続
	第3章 遺言相続
	第4章 分割
	第5章 贈与
第3編 所有権	第1章 財物
	第2章 所有権
	第3章 地上権
	第4章 永小作権
	第5章 用益権、使用権及び居住権
	第6章 地役権
	第7章 共同所有関係
	第8章 占有
	第9章 新工事及び危惧された損害の告訴
第4編 債務関係	第1章 債務関係一般
	第2章 契約一般
	第3章 個々の契約
	第4章 一方的予約
	第5章 信用証券

	第6章 事務管理
	第7章 非債弁済
	第8章 不当利得
	第9章 不法行為
第5編 労働	第1章 職業活動の規律
	第2章 企業內労働
	第3章 自主的労働
	第4章 特別の関係にある従属的労働
	第5章 会社
	第6章 協同組合及び相互保険
	第7章 利益参加組合
	第8章 企業体
	第9章 知能的作品及び工業的発明に対する権利
	第10章 競業及び業務提携の規律
	第 11 章 会社及び業務提携組合に関する処罰規定
第6編 諸権利の保護	第1章 登記
	第2章 証拠
	第3章 財産的責任、優先権の原因及び財産的担保の保存
	第4章 諸権利の裁判による保護
	第5章 消滅時効及び失権
民法及び経過規定の実施の	
ための規定	

イタリア民法典は、公布後も幾度もの改正を経てきた。その主な要因は、欧州連合の影響である。イタリアでは、消費者保護に関する EU/EC 指令を国内法化するための多くの消費者保護法規範が存在していたが、それらを 1 つの法典に統合したものとして、「消費法典」(Codice del consumo)が 2005 年 9 月 6 日に成立し、同年 10 月 23 日より施行されている14。

イタリア民法典には、会社に関する規定も含まれている。現在、イタリアで設立が認められている主な会社は、表3のとおりである。

表 3: イタリアで設立が認められている主な会社

名称	イタリア語	説明

 $<sup>^{14}</sup>$  谷本圭子著「イタリアにおける消費者法の状況・その 1 ―消費法典の成立・施行―」 (『立命館法学 327 号』 (2010 年) 所収)  $456\sim457$  頁。

有限会社	Società a responsabilità	出資の金額を限度とする有限の間接責任を負
	limitata (S.r.l.)	う社員のみからなる会社。最低資本金額は1万
		ユーロである。
株式会社	Società per Azioni (S.p.A.)	社員の地位が株式という細分化された割合的
		単位の形をとり、その株主が株式の引受価額
		を限度とする有限の出資義務のみを負う会
		社。最低資本金額は12万ユーロである。一般
		的には、上場企業等の規模の大きい会社に利
		用される。

外国企業がイタリア国内に子会社を設立する場合、表 3 のとおり、有限会社又は株式会 社とすることが可能である。

#### V 民事訴訟法

イタリアの民事訴訟においては、弁護士強制主義が採られている。イタリアにおける法曹 の全体数は約16万人であり、破棄院及び他の上級裁判所で弁護を行う資格のある弁護士は 約3万6500人いる。そして、民事事件は約320万~350万件が裁判所に係属している<sup>15</sup>。

憲法 111 条 2 項は、「合理的な期間」の訴訟を保障するものとしているが、従来、イタリ アにおいては、訴訟の遅延が大きな問題とされてきた。民事訴訟の第一審に費やされる期間 は、下級法廷(治安判事)において328日、地方裁判所において888日かかり、破棄院ま での3審の合計では平均3041日となる(原典:検事総長の破棄院における2005年司法年 度当初演説)16。近時、法曹の数を大幅に増加すること等により、訴訟の迅速化が図られて いる。

## VI 刑事法

イタリアは、紀元前の昔から長い間、刑法学を含む法律学の研究の中心地であった。とく に、1764年に出版されたベッカリーア (Beccaria) の著書『犯罪と刑罰』は、諸外国に多大 な影響を及ぼしてきた"7。イタリアの刑法学は、日本においても、もっと注目されてもよい ように思われる。

イタリア憲法は、刑事に関するいくつかの重要な事項について規定している。例えば、保

<sup>15</sup> ステファノ・ベローモ著、林智良訳「イタリアにおける弁護士職への道」(『阪大法学 57(1)(通号 247) 号』所収) 123 頁。

<sup>16</sup> 前掲・ステファノ・ベローモ 124 頁。

<sup>17</sup> イタリア刑法については、森下忠著『イタリア刑法研究序説』等を参照されたい。

安処分があり得ること  $(25 & 3 \ \cup{4.3})$ 、犯罪人引渡しは、国際条約で明示的に定められた場合に限られ、かつ、政治犯罪の場合は許されないこと  $(26 & \cup{4.3})$ 、刑罰は、受刑者の再教育を目指すものであるべきこと  $(27 & \cup{4.4})$  等である。

刑事事件の第一審を管轄するのは、地方裁判所、重罪院(重大な犯罪の場合)、治安判事(軽微な犯罪の場合)の3つである。これらの第一審判決に対する控訴審は、それぞれ、控訴院、重罪控訴院、地方裁判所が管轄する。上告審は破棄院が管轄する。

イタリアにおける刑事手続の概略は、次のとおりである。すなわち、検察官は、司法警察を指揮して「予備捜査」を行い、公訴を提起する。公訴提起後は、裁判官による「予備審理」が行われ、公判を開始するに足りる証拠の有無が審理される。証拠が十分であると判断されると、裁判所による公判審理が開始される。公判においては、当事者主義的訴訟構造が採られている。

## Ⅲ 参考資料

以上、イタリア法の概要を簡単に紹介してきたが、イタリア法については、ドイツ法、フランス法及びイギリス法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

イタリア法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。また、英語による情報源及び調査方法等については、「Globalex」というウェブサイトの中の「Guide to Italian Legal Research and Resources on the Web」<sup>18</sup>が詳しい。

※ 初出:『国際商事法務 Vol.41 No.5』(国際商事法研究所、2013 年、原題は「世界の法制度〔欧州編〕第8回 イタリア」)。

※ 免責事項:本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

<sup>18</sup> http://www.nyulawglobal.org/globalex/italy.htm